

令和6年11月市議会 建設水道委員会資料

所管事項調査②

目 次	ページ
1 使用料・手数料の見直しについて	2 ~ 6

財務部
令和6年11月

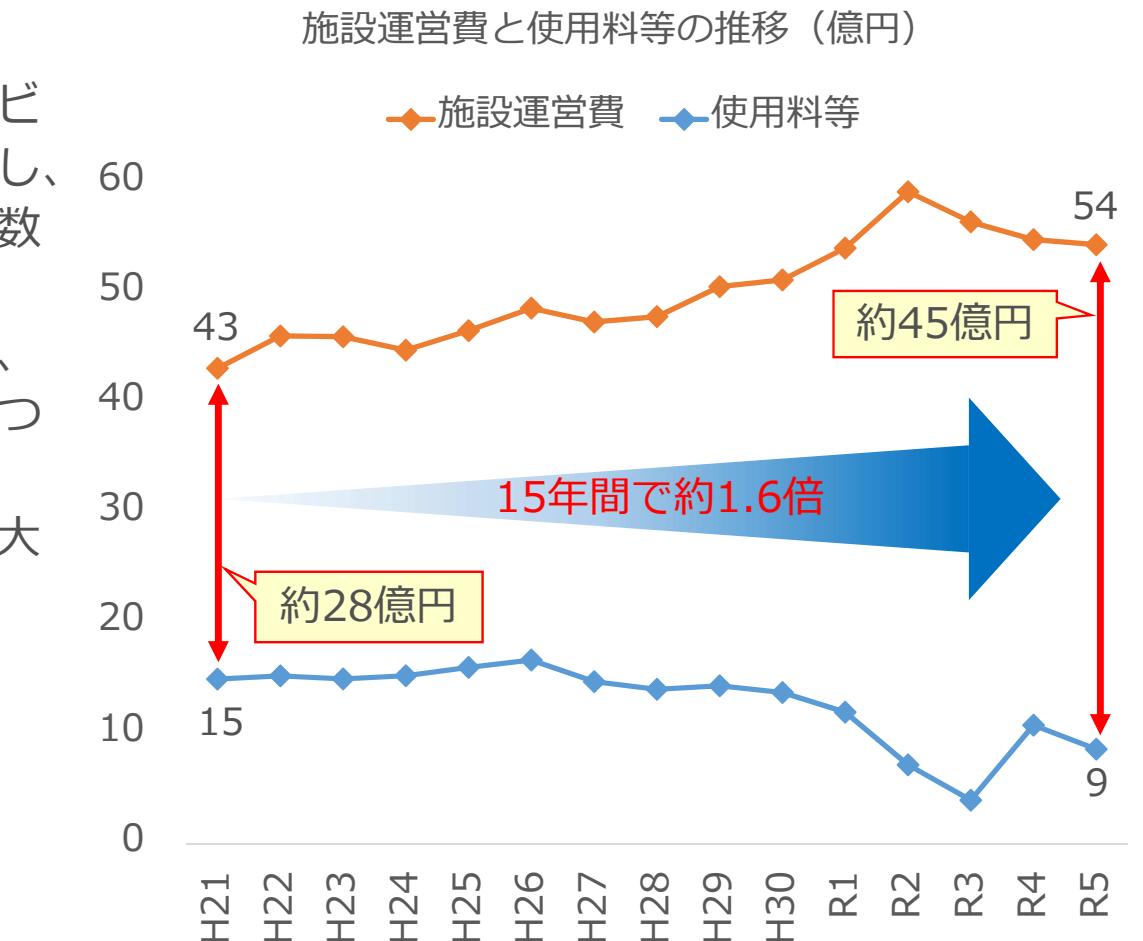
使用料・手数料の見直しの概要

1 使用料・手数料とは

施設の使用や証明書の発行など、市民サービスの提供にあたっては、受益者負担を原則とし、その運営費や事務処理費相当分を使用料や手数料として、利用者に負担を求めている。

ただし、使用料のうち、施設の設置目的上、公費負担が適当と認められる施設の使用料については、一部公費を充てている。

このようななか、施設運営費と使用料等に大きな乖離が生じている。



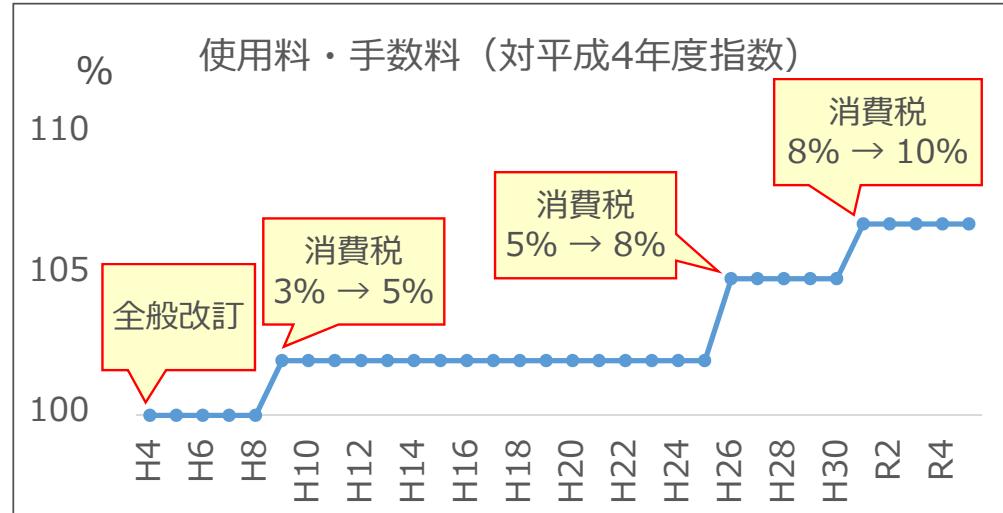
※指定管理者制度導入施設については、利用料金併用施設は指定管理委託料を歳出に計上、完全利用料金制施設は納付金を歳入に計上している。
※使用料の設定に市の裁量がない施設（市営住宅等）を除く

使用料・手数料の見直しの概要

2 背景

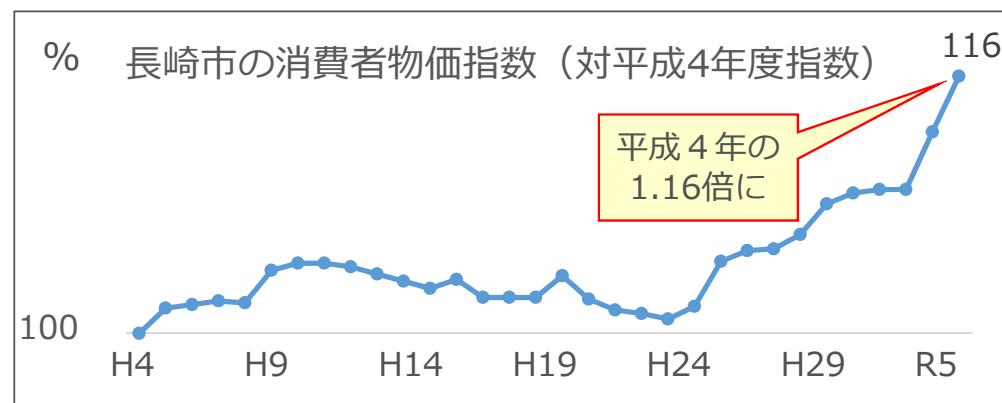
(1) これまでの長崎市の状況

長崎市の使用料等は、平成4年度に全庁的な見直しを行って以降、消費税の転嫁を除き、料金を改定していない。



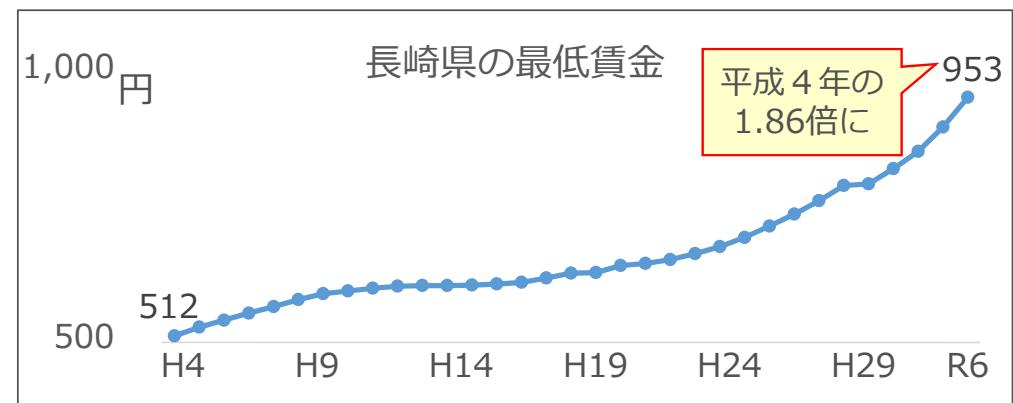
(2) 物価上昇

平成4年度から1.16倍に上昇している。



(3) 賃上げ

平成4年度から1.86倍に上昇している。



使用料・手数料の見直しの概要

3 見直しの概要

(1) 目的

平成4年度以降、消費税の価格転嫁を除き、使用料及び手数料の全庁的な見直しが行われていないことから、施設運営費等と使用料及び手数料のバランスが崩れており、施設運営に係る公費負担の割合が増加していることから、受益者負担の原則に則り、使用料及び手数料の適正価格を設定するもの。

(2) 対象件数

使用料：146施設（78条例）
※法によって規定され市の裁量がない公営住宅の家賃等を除く
手数料：562件（10条例、8規則）
※地方公共団体の手数料の標準化に関する政令に定める事務を除く

(3) 見直しの考え方

使用料及び手数料の見直し方針を策定し、統一的な考え方の元、使用料及び手数料を見直す。

ア 使用料

（ア）算定基礎となるコスト

使用料算定の際に対象とすべきコストを検討する。

（イ）各施設の受益者負担率

各施設の設置目的等に鑑み、利用者が負担すべき割合を検討する。

使用料・手数料の見直しの概要

(ウ) 使用料の算定方法

入館施設と貸館施設の算定方法を検討する。

(エ) 市民以外の者の使用料

市民と市民以外の者が使用する場合の使用料に差を設けることについて検討する。

(オ) 附属設備使用料

使用料と同様に算定を行うとともに、公民館など同種施設の附属設備使用料について、椅子や机等に係る金額の統一を検討する。

(カ) 使用料の減免

現行の減免措置について検討する。

(キ) 激変緩和措置

使用料を見直した結果、従来と比べ急激な値上げとなった場合、市民生活への影響が懸念されるため、激変緩和措置を検討する。

イ 手数料

受益者が全額負担することを踏まえ、使用料と同様に算定を行う。

ウ 定期的な見直しの実施

物価変動などに伴うコストの増減を使用料等に適切に反映するため、受益者負担の検証と見直しの定期的な実施のルール化を行う。

今後のスケジュール（予定）

